

第 5 回 西東京市 障害者基本計画検討委員会 議事要旨

会議の名称	西東京市障害者基本計画検討委員会（第 5 回）
開催日時	平成 1 5 年 9 月 2 4 日（水）午前 1 0 時から 1 1 時 4 5 分まで
開催場所	防災センター 6 階講座室
出席者	（委員） 柳田委員長、伊藤委員、星委員、甲斐委員、阿部委員、村田委員、雪委員、笠井委員、今村委員、 （事務局）長澤障害福祉課長、西谷生活支援係長、町田サービス給付係長、小沢主査、磯崎主査
欠席者	（委員） 田口副委員長、風早委員、黒子委員
議題	(1)障害者基本計画（素案）について (2)その他 (3)次回の日程
会議資料	（添付資料参照） (1)第 4 回障害者基本計画検討委員会会議録 (2)障害者基本計画（素案）
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
発言者	発言内容
委員長	定刻になったので、第 5 回西東京市障害者基本計画検討委員会を開催する。まず、議事録の確認であるが、前回の議事録で修正等がある方は挙手をお願いしたい。
各委員	（特になし）
委員長	それでは、議事録を承認して頂いたということとする。続いて、本日の会議資料の確認を事務局にお願いする。
事務局	事前送付資料の 1 つ目として第 4 回障害者基本計画検討委員会会議録、2 つ目として障害者基本計画素案を配布させていただいた。
委員長	それでは早速、4 番の議事に入らせて頂く。 前回までの委員会の内容等を踏まえ、かつ市の情勢や他計画の状況等を踏まえ、素案という形で各委員のお手元に渡っているかと思う。なにぶん過密な内容、スケジュールの中で行っており、各委員のお手元に資料をお届けするのがつい最近ということになったことをお詫びしたい。 これを基に、今後最終段階の検討を進めていくわけであるが、事務局から説明等があればどうぞ。
事務局	今、委員長からお詫びして頂いたように、皆さんのお手元に届くのが大変遅くなってしまい、十分に目を通すことが出来なかったかもしれないので大変申し訳なく思っている。この素案の検討は、今回が初めてなので、本日皆さんからのご質問などで訂正等していかなければいけないところがあるかとは思いますが、一応このような形で叩き台とさせて頂いた。 最近の情報を述べさせて頂きたい。1 つは、前回のこの会議でも財政状況が非常に

	<p>厳しいという話をしたが、8月の新聞で隣の東久留米市が広報で財政危機宣言をするというような記事も載っていた。また、支援費については各市町村でもバラバラで、国の方向性も見えず、各市とも危機感を持っているという状況である。</p> <p>また、制度改正については、障害者のタクシー料金の助成をこれまでは現金による口座振込としていたが、8月1日からタクシー券に変えた。1カ月3,000円相当の綴りで1年分36,000分、また燃料券も月3,000円相当を年間36,000円分お渡ししている。タクシーについては、すでに市内中心に10数社のタクシー会社と委託契約し、都内からでも利用しやすいようになっている。また、最近も、この近隣などの病院等から利用しやすいよう、契約タクシー会社を追加させていただいた。今後も、よく利用されるタクシー会社については契約を増やす予定であり、今までに比べると使い易いのではないかと思う。</p> <p>しかし残念なことに、障害者の方がタクシー券を金券ショップで換金したり他人に譲渡したという事例がすでに起きていて、私どものほうで回収させて頂いた。また、今も金券ショップへ「換金してくれないか」という問い合わせが何件もあるようだ。券にも「換金・譲渡はできない」と書いてあるのだが、私どもで事務文書を持って市内の金券ショップにお願いして回っているところである。</p> <p>もう1つは、7月の新聞等でご覧になったかもしれないが、埼玉県で全身性の障害者への介護人派遣について虚偽の請求をしたという記事が載っていた。要するにヘルパーが入っていないのに、あたかも入っていたように見せて虚偽の報告をしたということで、市から返還命令を出しているということであった。</p> <p>このようなことは埼玉県に限らず西東京市内でもちらほら聞いているし、また実際に行われたことが分った時点で改めてきたところである。今後このようなことがないように、地域で暮らすために、是非とも信頼関係を結ぶことができるようやっていければと思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>本日の議事の進め方であるが、お手元の素案の内容について、今までの議論との整合性、そこから出てくる疑問点についての指摘、あるいはご意見を頂く。</p> <p>また、議事録にもあるように精神障害者への施策と更なる充実について意見があればいただきたいと呼びかけているので、それについてもご意見を頂きたい。</p> <p>また、西東京市の独自性を持った計画にするためにどうするか。</p> <p>これら3点の観点からご意見を頂ければと考えているところである。特にどこからという指定はないので、ご意見のある委員の方は挙手をお願いしたい。</p>
<p>委員</p>	<p>9月1日の市報の1ページ目に、「市民意見の検討結果をお知らせします」という記事があり、パブリックコメントで市の検討結果として障害者基本計画も大きく出されている。このパブリックコメントの検討結果と素案を見比べて、「これはどこに出ているのか」と比較してみたら、下から5番目の「障害児の介助員制度の整備」がどこにも載っていなかった。また、素案の34ページには「一人ひとりのニーズに応じた教育の推進」として障害児教育のことが出ているのだが、ここにもない。市報に出ているパブリックコメントの市の検討結果では、「教育委員会及び社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティア育成を支援していきます」とあり、素案の19ページに「ボランティア活動の推進」に「ボランティアの育成支援」があるが、所管課が障害福祉課（社会福祉協議会）となっていて教育委員会は入っていない。その下の「障害者福祉における市民の役割」(イメージ図)は、円の中央に「市民」、その上と下に「行動」「理解」とあるのだが、「行動」の所に「学校や職場、地域など日常的な生活の場でともに学び、働き、暮らし、参加すること」とあるので、介助員というのはむしろ学校の所に入ると思っていたのだが。また、私はその横の「専門的なボランティア」の所に介助員が入ると思っていたがここにも入っていない。この委員会の中でも、普通学級に通う障害のある子どもの介助員や学校生活支援員についても結構意見が出ていたのに、何故この</p>

	<p>部分が抜けているのか疑問に感じている。</p> <p>また、市報の一番下に「障害者自立・社会参加支援センターの設立」とあり、市の検討結果が、「国や都の動向を見守り、整合性を図りながら検討していきます」とあるが、素案のどこにあるのかと見てみたら、素案の 20 ページに「(仮称)障害者福祉総合センターの建設と検討」とあった。</p> <p>この素案とパブリックコメントの市の検討結果と比べてみて、この 2 点について疑問を持ったので説明して頂きたい。</p>
事務局	<p>学校における障害児の介助員については、教育委員会との連携というところで、教育委員会も教育の計画を策定中だと聞いている。これについては議会等でも質問があり、現在はボランティアで対応しているが、今後も専門学校なども視野に入れボランティアの幅を更に広げていきたい、という教育委員会からの答弁があった。</p> <p>例えば、支援費の単価でいうと、利用者負担は 30 分最低でも 50 円あるいは 100 円となり、1 日 6 時間として 300 円、月 20 日として 6,000 円という計算になる。これでは保護者の方も、年間を通してこんなに負担はできないだろうということも考えられる。他市でも学生ボランティアで対応していると聞いている。現在、すでに大学でもボランティアを単位として認めている大学があるという風に聞いている。受け入れきれないほどの学生が来ているという状況があるとも聞いている。そしてこれはボランティアなので、交通費しか払っていないそうである。西東京市で言えば、登校拒否の子どもたちの「スキップ教室」等のスタッフも学生ボランティアが活躍しているそうである。今後もその動きは広まると思う。今の委員からのご指摘の中に、「ボランティアの育成」で所管課が障害福祉課になっているということであったが、むしろ社協のボランティア育成が中心になっていくだろうと思う。</p> <p>もう 1 点の地域生活支援センターについては、平成 15 年度から国が地方交付税の一般財源の中に組み込んで、特別な補助金の見直しをしてきた。現在、区を含めて何市が行っている所があるが、国が見直しをしてきたということで、市から都へ、都から国へ要望書を出している状況であり、今は国からの補助金の性質が変わってきているということである。今、東京都内では、身体障害者よりもむしろ知的の要望が高いので、東京都も国に、障害者地域自立生活支援センターについて、知的障害者が中心であっても対象となるよう要望はしているが、国の制度が変わっておらずこのままになっている。「国の動向を見ながら…」というのは、今後、国の方向性が変わっていくという見通しのもとに整合性をとっていくという意味合いである。</p>
委員	<p>障害者の介助員については、学校生活支援員ということで、国の雇用創出の補助金で実施しているところが随分ある。平成 16 年で終わりということになっているが、国の動向としては不況が続いているためもう少し延ばそうという意向があるようだ。そういった制度を利用してもよいのではないかと思う。</p>
委員長	<p>今の委員からご指摘のあった 2 点に関して、ご意見をお持ちの委員の方はどうぞ。</p>
委員	<p>学校生活支援員のことだが、私も市報を見て抜け落ちていて感じていた。ボランティアの活用を中心にやっていくという話があったが、学生ボランティアでは限界があるように思うので、やはりきちんとした制度を設けていかななくてはいけないのではないか。</p>
委員	<p>素案についての意見は後にして、先ほどの委員からボランティアの育成支援に関して教育委員会云々というお話があったが、私を知る限りでは「教育プラン 21」の検討の中で、今、社協に関連してボランティアの育成支援が討議される段階にきている。10 月に「教育プラン 21」の検討委員会があるのだが、学校教育の中で、</p>

	<p>武蔵野大学の学生を中心にこういったものができあがるような気運が見受けられた。まだ決定的な結論には至っていないが、ようやく障害者に対する教育の問題を考える段階にきているというところである。私もその席に出ているが、先ほどの委員が言われた点については非常に参考になるので、こちらでもっと突っ込んでいけば、この検討委員会で検討するのはまた違った趣が出てくるのではないかと思う。そういう意味で、私はこの問題についてあまり悲観的ではなく、タイムリーに問題提起していけば行政側も後追いにならないで済むと思うので、今がよい時期ではないかと思う。</p>
委員	<p>この問題は私も心を痛めていた問題なので、阿部委員の発言を大変心強く思っている。いわゆるボランティアに全面的にお願いするという制度になっているが、ボランティアのメンバーも高齢化してきている。例えば、車いすを押して学校へ行くなどというのは若い人でないと難しく、人材が不足しているというのが現状である。社会福祉協議会と提携をしなければならないと思うが、他の委員が言われたように、やはりきちんとした組織、制度を作っていかないと先細りになってしまうのではないかと思うので、素案の中にはっきりしたものを打ち出した方がよいと思う。</p>
委員	<p>私どもの作業所でも、仕事が忙しいとか納期が間に合わないという時に、社会福祉協議会のボランティアセンターにお願いしてボランティアの人に来て頂いている。そういう時、作業の手伝いになってしまってボランティアにならないということで、納期が遅くなっても内部でやれと言われた。車を押すとか手を貸すというだけではなく、作業所に合ったボランティアの育成もあってよいのではないかと、ということで「ハーモニー」という支援センターができて、ボランティアの育成が始まった。</p> <p>余談になるが、夏休みに車椅子で電車を乗り継いであちこち移動してみたのだが、皆さん非常に親切であった。法律が整備されているせいか、電車から降りる時でも、敷物を敷いて隙間に落ちないように手助けをしてくれたり、電車の中では若い人たちが手助けをしてくれた。若い人たちに対する批判もあるが、みんなちゃんと手を貸してくれることに感心した。「これだけの方が障害者の人に対して手助けをしてくれるのだ」と体験してびっくりした。各駅にはエスカレーターもエレベーターもあり、何の不自由があるのかと思ったのだが、それを精神障害者に当てはめてみると、精神障害者の場合は症状が起きた時でないと助けを呼べない。そういう状態になった時、一般の人は手を貸してくれるのだろうか。おそらく遠くから見ているだけではないかという感じを持った。</p> <p>精神障害者については、やっと法制度が少しずつできつつあり、作業所もできてきているが、共助はまだまだであり、ましてや自助には至っていない。それに対してどうしたらいいのか、私にはなかなか知恵が浮かばない。九州のある学校では精神障害者とのふれあいということで、農業体験を通してお互いの理解を深めたという記事があったが、こういうことも必要ではないかと思った。</p> <p>就労については、今は病院から来る人や在宅の人を対象に受け入れているのだが、一度就職をしていたがリストラされ再就職ができずに、結局、作業所に来るしかない人の受け入れも考えなくてはいけないという問題が新たに起こってきている。そのように作業所に戻ってくる人の受け入れをどうしたらいいのか教えて頂ければと思う。</p>
委員長	<p>委員から精神障害者への支援についてご意見があったが、これについてはまた後に時間をとって検討したいと思う。</p> <p>介助員の件であるが、大まかに考えると、ヘルパーあるいは専門家を使って制度として考えていくべきだという意見と、実情を踏まえてボランティア等で対応し</p>

	ていくという意見があり、一方で教育のほうでもこれから検討が始まるころだという話も委員から出ている。これについて事務局から何かあればどうぞ。
事務局	<p>いま現在、ボランティアについては確かに高齢化という一面もあるかもしれない。また、ボランティアの意識改革や学習が必要なかもしれない。しかし、この計画は現在のものではなく、今後 10 年の計画である。</p> <p>先ほどのボランティアを制度として使うという話は京都市の例であるが、その対応については、皆さんのおっしゃる「制度」の中に入っていて、その制度化したものがボランティアの学生であり、その学生たちは非常によくやってくれて頭が下がると担当者が言っていた。</p> <p>西東京市でも、現在連携しているのは武蔵野大学であるが、ボランティアについては武蔵野大学だけでなく、たくさんの学校を対象にすればよい。実際、私どもの所にもいろいろな学生が実習生として、また学習の一貫としてやって来ている。今後の計画という点では、例えばヘルパー派遣だと、身体を伴うもので 1 時間未満 4,260 円、1 時間以上になると 6,290 円×時間、身体が伴わないものとしても 1 時間未満で 1,620 円、1 時間以上になると 2,350 円となり、これが時間分積み重なっていくわけである。そして、先ほど言ったように自己負担も当然あるわけで、一番安い人で、1 時間 50 円あるいは 100 円で、これを年間で通してみるとかなりの負担になるだろうと思われる。一方、学生ボランティアは「ボランティアをすることが勉強になる」というような人が多く、熱心な人が来てくれるということもある。</p> <p>また、育成については、現在、社会福祉協議会でも新たに、西東京市ボランティア市民活動センターでの今後の活動計画を進めているところであり、連携していくことが大事なのではないかと思う。したがって、今どうするかではなく今後どうしていくかという計画なので、その方向性を求めていくということである。</p>
委員長	おそらく素案という形になると、今まで検討してきたことが現実的にどうかということをお互いにぶつけ合っていくことなると思う。特に、今まで分野が違ったところとの検討が必要になるのではないかと思うが。
委員	<p>この基本計画素案は、私どもが年度の初めから叩き台を中心にして検討をしてきたものである。それは中間まとめを踏まえたうえでまとめてきたわけで、検討の経過は主として第 4 章に入っていると思う。</p> <p>その素案の構成は、従来の考え方を踏まえた延長線上にあり、基本的にはよくできていると思っている。細かい点については必ずしも十分ではないと感じているが、基本的な事項についてはそれ以前の計画等を含めてよく作られていると思う。これは計画なので、「現実に行われない」「今後行われるだろう」ということが入ってくるわけで、施策そのものをここに網羅しなければならないとは考えていなかったもので、これを見て、むしろ煩雑ではないかというくらいで、短時間で作ったものにしては随分ご苦労されたことだろうと見て取っている。ただ、枝葉の問題になると加除訂正を要するところもあるが、大綱は苦労されて作っていると思うし、従来の検討結果が全て基本的には盛り込まれているという気がしている。</p> <p>もう 1 つには、盛り込まれたことが今後順調に具体化されるというような世の中の情勢ではないので、行政側に施策についての軽重をつけておいて頂ければよいのではないかと。つまり、極端に言えば 2 割とか 3 割くらいの予算削減の情勢すら考えられるので、その時に何をとり何を捨てるか。それは素案を作った段階で、行政側にあらかじめ心構えをお願いしておきたい。利害関係者がたくさんいるので当然反対はあると思うし、公表する必要はないが、その作業は予めやっておいて頂きたいと思う。素案のあり方については基本的には賛成である。</p>
委員長	素案についてのご発言であった。計画についてのご指摘もあったが、できるだけ

	<p>現実可能なレベルで計画を作るということで、検討を重ねていくということになる。決して絵に描いた餅にならないようにと考えている。</p> <p>途中で切れた形になってしまったが、他に介助員についてのご意見があれば。</p>
委員	<p>大変たくさんの方が盛り込まれているように思うが、その中で介助員についてここでも議論されたが、特殊学級廃止の方向がある中で、ここはとても重要だと思う。そこを強調して盛り込まれればなおよいと思う。</p>
委員	<p>支援員のことについてあるが、ボランティアでとてもよくやってくれる学生もいるので全てを否定するというわけではない。先ほど事務局から、学生を制度として位置づけているという京都市の例が挙げられたが、制度を設ける方向性だけでもきちんと位置づけておくべきではないかと思う。と言うのも、学校施設のバリアフリー化についても、この素案の中で挙げられている。これは避難場所にもなるという表現にはなっているが、完全な統合教育にはまだまだ程遠い状況で、バリアフリー化が進んでくると、当然、普通学級に通う希望を持つ保護者もだんだん増えてくるであろう。そうした場合に、介助員として付いてくれる人が全てボランティアでよいのかという意味合いからも、やはり方向性だけでも支援員の制度を位置づけるべきではないかと思う。</p>
委員	<p>特別支援教育については、国からも報告が出ているし、都からも中間まとめが出ているが、その中には介助員とか補助教員という言葉が一言も入っていない。しかし、それで障害児が普通学級に通えるかという決めてそうではない。書かれていないということは、各自治体の努力で入れよということなのではないか。</p> <p>青森県は、先ほど言った国の特別補助金で学校生活支援員を導入しており、来年度から特別支援教育のモデル地区になっているため、学校生活支援員として介助してくれる人がいるということが盛り込めるわけである。また、神奈川県は特殊学級の設置率が98%で、ほとんどの小・中学校に特殊学級がり、特殊学級を特別支援学級として使うことができるので、そういうところでももちろん可能なわけである。しかし、東京都の場合はそういかないので、それを考えると介助員制度はやはり制度化しなければいけないと思う。</p> <p>予算の問題もあるが、国の雇用創出の補助金をもっとうまく使うべきだと思っている。数年前に議会でも、国の雇用創出の補助金を使って介助員をつけたらどうかという案が出されたが、平成16年度で終わってしまうのでそれはできないという答弁だった。国の方ではまだまだ不況が続いているので、この先3年くらいまで延ばそうという動きも出ているようである。現在、雇用特別補助金を使っている自治体に聞いてみたところ、補助金がなくなっても県で何とかするという心構えがあるらしい。「西東京市はお金がない」と言うが、補助金を使わなくても何とかなればよいと思うのだが、やはり、私は制度として入れてほしいと思っている。この素案にこのことが一言も載っていなかったのはショックであった。</p>
委員長	<p>この問題は、先ほどから事務局が言っている財政上の問題も絡んでくると思うし、他の領域との関連性もあるので、私自身もいろいろな意見が出るだろうと思っていた。ただ、制度に持っていくためには、ある程度の運動とか積み上げのようなことが必要ではないか。確かに、西東京市内でも個別な事例としては数としてはあると聞いているが。</p> <p>それがまだ制度に行かないソーシャルアクションというか積み上げの段階にあるのか、それとも制度化を検討する時期なのか、可能な状況にあるのか、この点に関しては精査する必要があると思うので、この問題については委員長預かりという形にさせて頂きたい。そして、もう一度私と副委員長、可能であれば関連する村田委員にもご協力頂いて、私ども方で状況をよく調べて再度取り上げたいと思う。後2回くらいでまとめることになると思うが、そこでソーシャルアクション</p>

	の段階であるのか、制度検討の段階であるのか、またご意見をお出し頂くということによろしいか。
委員	この問題については、非常に詳しい委員がいるので是非ご意見を承りたいとおもうので、委員長のご配慮を頂きたい。
委員長	では、その委員にご発言いただく。
委員	いま話されていた内容は、私も一番疑問に思っていた点なので一言申し上げたい。多様な教育を展開していくために、学校生活において必要な生活介助を保障するというものがなぜ抜けているのだらうと、今までのご発言のように私も疑問であった。学齢期の子どもにとっては、学校というのは日常生活の場である。その場において、生活に必要な介助ということをきちんと組み入れていかななくてはいけないと思う。委員長によろしくお願ひしたいと思う。
事務局	計画を考えて頂くうえで基本的なところなのだが、先ほどから予算のことを申し上げているのは、制度というのは原則的に受益者負担だということである。サービスを受ける側が何らかの自己負担をするということが前提で、制度は無料ではない。計画というものはそれを前提に考えなければいけない。今年度の9月議会によると市民税が約6億減という状況の中で、市民もそれぞれ逼迫しているだらうと思う。原則、受益者負担、つまりサービスを受ける者が何らかの自己負担をしていく中で、どういう形で描けるかというところを考えていかなければいけないと思う。また、今までの制度で「こちらを見直してこちらをビルドする」ということをやっていかないといけない。委員長からも説明して頂いたが、これはあくまでも計画なので、これを市の実行計画に載せていかなければ実現できない。したがって、実現可能なものを想定しながら、市の財源・都の財源・国の財源、そして利用者の方々の自己負担ということを両輪に考えていかなければ実行できないと思うので、そこを基本に議論して頂ければと思う。
委員長	今の事務局からのご指摘を踏まえてということになるが、この問題については委員長・副委員長で検討し、また皆様に提示したいと思う。続いて、素案全般あるいは市の独自性についてご意見があればどうぞ。なければ委員からご指摘のあった精神障害者関連の話題に移りたいと思う。
委員	先ほど素案全般的には賛成と申し上げたが、この素案をもう一度見て頂くとすれば、隣接している部門、例えば先ほど私が申し上げた「教育プラン21」、その他にも関係部署があるので、縦割りに拘らず隣の領域とのすり合わせをぜひ事務局にお願ひしたい。そうすると学校生活支援員の問題も、もう少し具体性を持って各部署で取り上げるのではないだらうか。例えば、「教育プラン21」の立ち上がりを見ながら、この箇所を手直しするということをやって頂ければと思う。現在、制度があるということではなく、これから作る制度なので、各部門と整合性のあるように作って頂きたいと思う。
委員長	今までもそうしてきてはいるが、更にとということか。
委員	重ねてお願ひしたい。
各委員	それでは、先ほどご指摘のあった、精神障害の方へのボランティアの問題、あるいは就労の問題等に関して少し時間を取りたいと思う。先ほどの委員から何か加えることがあればどうぞ。例えば精神障害のある方の行き場が市内に確保されているかどうかなど。
委員	正直言って、私一人では考えが及ばない。先ほど言ったように、健常者に近い精神障害者の受け入れについては、行政の施策だけでは追いつかない。私が一番問題だと思っているのは、1人でも就労に導いて作業所から離れて社会に出て就職してほしいが、そうならないのが現実であるということである。そうい

	<p>う意味では誰も協力してくれる人がいない。ボランティアの手助けも、精神障害者にはなかなか対応できないようである。精神障害者について理解してもらうにはどういう方法があるのか。</p>
委員	<p>私もほんの少しだが「サンワーク」でお手伝いさせて頂いている1人なのだが、精神障害者に接するという事は本当に難しいと感じている。私は知識を持っていないので、皆さんからいろいろ伺ったりしているのだが、突然何の予測もなくいろいろなことが起きてしまうというのが現状である。「サンワーク」にいらっしゃる方々はわりときちんとしている方々で、私も励まされる部分も非常に大きいのだが。</p> <p>例えば、この前も体育館に行ってまっすぐ帰れなかったとか、本当に当たり前のことができずトラブルが起こる。また、それまで普通に話をしてもいきなり黙ってしまうこともある。その時、私はどうしたらいいのか。私は専門的な知識を持っていないので、すごく困惑することがいくつもある。</p> <p>精神障害者の方も外に出かけて行くことが、一般市民の理解を得るための1つの手段ではないかと思う。確かに、車椅子の人や目の不自由な人は見ただけで障害があると分るが、内部障害の方、精神障害の方、聴覚障害の方などは外見からはわかりにくいのでサポートしてくれないと伺ったことがある。しかし、それに対して一般の人はどのように手を出したらよいか分らないというのが現状だと思うので、先ほどの委員が嘆いておられることはよく理解できる。</p> <p>しかし、やはりそういう人を目にすることで、理解を深めることができるのではないかと思う。私も、日々危険なことがあって、それが精神障害者によるものと聞くとすごく暗い感じを受けるのだが、治りつつある人もたくさんいるわけで、周りが暖かい目で見てあげることが必要だと思うし、障害のある方にもどんどん外に出て行ってもらいたい。今は作業のためのボランティアということになっているが、その人たちに接することでその人たちの生活にも触れることができ、大変プラスになるのではないかと思うので、そのへんは懸念しなくてもよいのではないかと思う。今、精神障害者への施策が一番遅れていると言われているが、精神障害者への温かい目を向けてほしいと思う。</p>
委員	<p>先ほどの委員に質問なのだが、精神障害のある方はパソコンでの仕事は可能なのだろうか。今の委員の意見は外に出ることが重要ということであったが、在宅で仕事をするのが可能なのかどうか伺いたい。</p>
委員	<p>小平市と西東京市が一緒になって、「働きたい委員会」というものがある。商工会等に行って、働かせてもらえないかという話があったのだが、「どれくらいの仕事ができるのか」ということをいわれた。</p> <p>大体からしてパソコン操作や入力作業などはあまり好きではないようで、それは病気のせいなのかもしれないが、あまり外に出ないことが多い。大抵は寝てばかりいるのではないかと思う。夏休みや冬休みも「何をしたか」と言うと、大抵は「家で寝ている」と。そのようなことから、作業所などに出かけてきてもらうようにしている。やりたいという気持ちはあると思うのだが現状がつかない。</p>
委員長	<p>就労支援については、就労しても続けるのが難しいということである。また、誰かが早くそれに気づいて適切な時にアドバイスが行われればと思う。しかし、どうしてもそういう環境がつかれない、孤独な状態になってしまうというのがポイントだと思うが。</p>

委員	例えば、警備員とかいろいろな人材を募集しているところがあるが、そこで朝から晩までということではなく、数時間でも作業所から派遣できないかと思って聞いてみた。本人と直接面接をしないといけないというので面接をすると、採用されない。社会に出て行く足がかりがないかと思うのだが、ジョブコーチがついてもなかなか大変なので、受け入れてくれるところがなかなかない。どうも敬遠されてしまう。
委員長	大変難しい問題であり、私もすぐにはまとめられないので、この問題は引き続き委員会の中で議論していきたいと思う。その方向で委員の方々にはご意見を持ってきて頂きたいと思う。
委員	素案の 32 ページだが、「障害の療育、教育相談事業の推進」という項目の中に「障害の発見から対応の流れ」という図があるが、療育医療機関との関わりとか教育相談事業の繋がりについて、もう少し先までのことが書いてあってもよいのではないかという気がする。 また、「精密健康診査 乳児、1 歳 6 ヶ月、3 歳」の下に「健診時、さらに詳しい検査を受ける必要がある時、無料で専門医療機関を受診できる」とある。専門医療機関で受診した後、医療機関と子ども・保護者との関わりができるわけだが、これと教育との関わりが切れてしまっている。私も東村山の東京小児療育病院を紹介されて行ったのだが、そこから教育機関への関わりというものがない。また、「ひいらぎ」「ぴよんぴよん」「うさびよん」等から教育相談機関とのつながりも必要だと思うが、それが無い。学齢期くらいまでの繋がりの方がいいと思う。所管課としても障害福祉課、健康推進課、子育て支援課、教育相談課とあるので、子育てについてももう少し先まで見えていくような感じがよいと思う。
委員長	他にご意見のある方はどうぞ。前回申し上げたが、「西東京市は他とはここが違う」という点について意見があればどうぞ。 素案を踏まえても踏まえなくても結構であるが、何かあればどうぞ。また、十分議論がなされていない 60 ページの第 6 章、「国・東京都への要望」についても結構だが。
委員	以前から何度か申し上げているが、相談体制の問題について、57 ページに「様々な相談窓口」とあるが、もし私が障害があったらまずどこに相談にいったらよいのか。障害福祉課に行けば全て済むのであればよいがもう少しクローズアップして書けないか。今は自分で調べて自分で申請をしなければサービス等が受けられない世の中である。そこで、そういうことを説明してくれる窓口が 1 か所あれば心強いと思うので、それをこの計画の目玉にしたいと思っているがいかがか。
委員長	57 ページに関しては、事務局から「このような書き方ではよろしくないであろう」ということで、書き方の工夫をしていこうということになっている。ただいまご指摘があった窓口を 1 か所にしたらどうかというのは、非常に重要なご指摘だと思う。
委員	保健医療体制に関連することで、45 ページに更生医療や筋萎縮症などが出ている。例えば、作業所等に通っている人に対しては、最近は健康診断を受けることができるが、どこにも所属していない人への健康診断が保障されていない現状に対して、健康に暮らしていくために何かしらの保障が必要ではないかと思う。 また、ここに載せるべきことかどうかわからないが、街なかのお医者さんになかなか通えないという実態がある。医療機関の建物に入れないということもあるし、遠くの専門病院に行かざるを得ないということもあるので、その所の改善策に何かしらで触れられないかと思うのだが。
委員長	45 ページあたりに関して事務局に伺いたいですが、まだ盛り込まれていないとか、これから書き込むという予定はあるか。

事務局	医療体制の充実については、今の委員のご指摘どおりということもあるかとも思う。これについては医師会への要望等と関係があると思う。これは地域でのかかりつけ医、かかりつけ歯科医等のことだと思うので、そのあたりは検討させて頂きたい。広域的に東京都の健康局との関わりもあれば、国や東京都への要望として書き込んでいかなければいけないと思っている。
委員	ぜひその方向で進めて頂きたい。健康診断についてはどうか。
事務局	健康推進課に確認させて頂きたいと思うが、市民であれば障害を持っている方、持っていない方に関係なく、市民の誰もが市の基本健診を受けることができるようになっている。聞いたところによると、障害者はかかりつけ医を持っていて頻繁に医療機関にかかっているの、市の健診には来ないのではないかと、という話もあった。そういう意味では、市民の健康診断というところで、今後とも利用して頂ければと思う。これも健康推進課に確認させて頂きたい。
委員	26 ページの「福祉マップ(バリアフリーマップ)の作成」とあるが、これはとてもよいと思う。「障害者や高齢者をはじめ、すべての市民が利用できる、入りやすく使いやすい入口やトイレなどの情報をまとめた、市民の手によるバリアフリーマップづくりを進めます」ということで、今のかかりつけ医の問題に関連して、車いすで入れるお医者さん等が分かることになるだろう。しかしこれは福祉マップだけに使うのではなくて、災害対策用の現状調査にも使えるのではないかと。また、地域の商店街の活性化の資料としても十分使えるのではないかとと思うので、これはとてもよいことだと思う。 これに関する事で、東京都情報技術支援協会という NPO 法人の人と何回かお会いしているのだが、そこは市民の目や手で作ったバリアフリーマップ作りのソフトを開発している NPO 法人である。西東京市内にもそういう NPO があるので資源として使えたらよいと思う。
委員	45 ページの保健医療体制について気づいたことを申し上げたい。私は家族の方から相談を受けることがあるのだが、例えば、親や兄弟が症状に気づいて病院へ行くように言っても、「自分は病気じゃない」と言って病院に行かないということだ。「風邪をひいた」とか「けがをした」というなら近くの病院に行くので、そういう時に、お医者さんに頼んでおいて、精神科の専門医に行くように進めてもらってはどうかということだ。精神の相談に乗ってくれる指定医のようなものがないかと思う。精神科というと抵抗がある人もいると思うので、そういうところの医療体制ができないものか。
委員	この素案には既存の制度だけが書かれていて、これを充実させていくという方向で書いてあると思うのだが、これは既に疾病として診断されている、あるいは症候群等として認知されている人が対象だと思う。しかし、今の委員が言われたようにその前の段階、つまり「自分はこんな不安な症状を持っているのだが、どこに相談したらよいのか」という相談体制を明確にした方がよいのではないかと。そこで医療につなげる場合もあるし、他の所につなげる場合もあるわけで、相談体制機能の充実、相談窓口などについて明確にしていくとよいと思う。今は保健所などでもかなり精神衛生相談や医療相談を行っているの、制度だけを挙げるのではなく、そういう部分も挙げた方がよいのではないかとと思う。 1つ訂正して頂きたい点として、難病医療費助成制度については「東京都が指定する難病」と書いてあるが、東京都が指定する難病は単独で二十数種類しかない。国が指定する難病は四十数種類あるので、「国や都」と入れて頂ければと思う。
事務局	先ほどから精神に関する問題が出されているが、西東京市では 4 月から精神障害者地域生活支援センターがオープンしており、それを更に活用してほしいと思う。医療機関にかかっていない場合は、保健所での対応ということになる。

	<p>この支援センターの事業は、日常生活の相談、地域交流、社会復帰等への相談・訓練で、日常生活の支援、相談、地域交流を主に行う精神障害者の地域生活支援センターである。ここには、施設長の他に精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員等 3 名以上、設備も相談室、談話室、食堂、調理場、地域交流活動兼訓練室があり、ここをもっとうまく活用して頂ければと思う。</p> <p>また、ここでは先ほど言われていたような家族の相談にも乗るし、「お医者さんにかからないのだが」というようなこともソーシャルワーカーが相談に乗ってくれると思うので、現状としてはこういう所をもっと活用していくべきかと思う。今後この連携の充実ということになるのではなかと思うが。</p>
委員	56 ページに「相談体制の充実」とあるが、そこからではやや分りにくいので、次ページの図に入れてはどうか。
委員	事務局から地域生活支援センターの説明があったが、それに関する情報がまだ行き渡っていないというところもある。もう 1 つは、直接的に病院へは足が向かない人がいるので、その点を理解してもらえればということである。一般のお医者さんの方がより身近に相談ができるのではないかと、というお話である。今の委員の指摘については、入れて頂ければと思う。
委員	<p>素案の 36 ページの「就労機会の拡大」ということで、市の基本構想の中に市のプロジェクト事業が書かれている。これはまだ何をやるかは決まっていないが、産業に関わるものが随分あると思う。その中に障害者の就労とか高齢者の働き場について書き込めば、就労が拡大するのではないかと思う。</p> <p>例えば、日野市の NPO 法人「やまぼうし」では、障害者の就労の場として「農業をやりたい」と市の方に申し出たのだが、障害者の就労ということだけではだめだということで、日野市の「清流と里山の保護」に関わって里山を 1 つ管理するから、その一部を障害者の就労の場としてほしいということで成功している。したがって、市のプロジェクト事業の中に障害のある方の就労機会の拡大に関わるものがあれば、そういう所に入って障害者の就労について考えていけるのではないかと思う。</p>
委員長	これに対して意見がないようなので、参考意見として承りたいと思う。他になければ再度調整して、おそらく次の回では完成に近い形にするということになると思うので、その観点から再度素案のご検討をお願いしたい。また、西東京市の独自性についても是非お考え頂きたいと思う。
事務局	では、次回日程の調整を事務局から願います。
事務局	今回は、10 月第 4 週ということで、10 月 22 日水曜日ということではいかがか。
委員長	ご都合の悪い方がいらっしやらないようなので、その日程でお願いしたい。それでは、これで第 5 回障害者基本計画検討委員会を閉会させて頂く。
	以上